

a. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護福祉施設サービス費

要介護度区分	1日あたりの自己負担額(円/日)								
	ユニット型個室			従来型個室			多床室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	670	1340	2010	589	1178	1767	589	1178	1767
要介護2	740	1480	2220	659	1318	1977	659	1318	1977
要介護3	815	1630	2445	732	1464	2196	732	1464	2196
要介護4	886	1772	2658	802	1604	2406	802	1604	2406
要介護5	955	1910	2865	871	1742	2613	871	1742	2613

注1) 要介護旧措置入所者に対しては減免制度あり。

(2) 主な加算費用(入所者全員につき算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額			算定要件・算定頻度	
	1割	2割	3割		
日常生活継続支援加算(従来型)	36	72	108	新規入所者に占める要介護度4以上の割合もしくは認知度Ⅲ以上の割合が所定の割合以上であり、かつ介護福祉士の員数が必要な人数を満たしている。(円/日)	
日常生活継続支援加算(ユニット型)	46	92	134		
看護体制加算Ⅰ(イ)	6	12	18	入所定員が31人以上50人以下で、常勤看護職員を1名以上配置。(円/日)	
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4	8	12	入所定員が30人又は51人以上で、常勤看護職員を1名以上配置。(円/日)	
看護体制加算Ⅱ	8	16	24	看護職員を配置基準より1名以上多く、かつ入所者数25名に対して1名以上の割合で配置し、これら看護職員又は病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している。(円/日)	
夜勤職員配置加算Ⅰロ(従来型)	13	26	39	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く職員を配置している。(円/日)	
夜勤職員配置加算Ⅱイ(ユニット型)	27	54	81		
夜勤職員配置加算Ⅲロ(従来型)	16	32	48	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く、かつ喀痰吸引業務の可能な職員を配置している。(円/日)	
夜勤職員配置加算Ⅳイ(ユニット型)	33	66	99		
精神科医師定期的療養加算	5	10	15	認知症入所者が全入所者の1/3以上を占める指定介護老人福祉施設において精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回行われている。(円/日)	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	80	120	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している。(円/月)	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	100	150	上記に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出している。(円/月)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	44	66	介護福祉士が8割以上。または勤続10年以上の介護福祉士35%以上。 日常生活継続支援加算が算定できない場合、施設の体制によりいずれかを算定する。(円/日)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	36	54		介護福祉士が6割以上。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	12	18		介護福祉士が5割以上。または常勤の占める割合が75%以上。または勤続7年以上の職員が30%以上。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	20	30	テクノロジーの導入と利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減を図る取り組み等の必要な安全対策を講じ改善活動を継続し、年1回改善結果データを提出する。(円/月)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×14.0%			処遇改善加算3種類が統合し一本化され、当該加算要件に基づき適切な措置を講じている場合。	

注) 上記加算については、施設において算定要件が満たされている場合に算定可。

(3) その他の加算費用(発生の都度算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額			算定要件・算定頻度
	1割	2割	3割	
入院・外泊算定	246	492	738	入院又は外泊を行った場合。(円/日) (月に6日を限度。月をまたぐ場合は最大12日)
初期加算	30	60	90	入所又は30日を超える入院期間を経て退院した場合(30日)(円/日)
①退所前後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。(円/回)
②退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の居宅サービス又は施設サービス等についての相談援助及び行政・支援センターへ情報提供を行った場合。(円/回)
③退所前連携加算	500	1000	1500	退所に先立ち、居宅介護支援事業所への情報を提供し、かつその業者と連携して居宅サービスの利用に係る調整を行った場合。(円/回)
安全対策体制加算	20	40	60	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。入所時1回に限り算定。(円/日)
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	栄養マネジメント加算を算定しており、現に経口により食事摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき経口維持計画を作成している場合で、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合。(円/月)
経口維持加算(Ⅱ)	100	200	300	経口維持加算Ⅰを算定しており、協力歯科医療機関を定めている場合、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合において算定可。(円/月)

(3)その他の加算費用(発生の都度算定) 続き

項目	1日又は1月あたりの自己負担額			算定要件・算定頻度
	1割	2割	3割	
経口移行加算	28	56	84	栄養マネジメント加算を算定しており、経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援が行われた場合。(円/日)
口腔衛生管理加算(I)	90	180	270	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行うとともに、これに基づき口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している。(円/月)
口腔衛生管理加算(II)	110	220	330	加算(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。(円/月)
療養食加算	6	12	18	医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供を行う場合。(円/回)
個別機能訓練加算(I)	12	24	36	常勤の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し計画的に機能訓練を行っている場合。(円/日)
個別機能訓練加算(II)	20	40	60	加算(I)の要件に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。該当者がLIFEに対応している場合に上位区分として算定。(円/月)
個別機能訓練加算(III)	20	40	60	個別機能訓練加算(II)を算定し、口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定し、入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて個別希望訓練計画の見直しを行っている。(円/月)
看取り加算①	1280	2560	3840	死亡日。(円/日)
②	680	1360	2040	死亡の前日、前々日。(円/日)
③	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下。(円/日)
④	72	144	216	死亡日以前31日以上45日以下。(円/日)
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。(円/日)
栄養マネジメント強化	11	22	33	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、他職種が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態等を踏まえた食事の調整等を実施。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し問題がある場合は早期に対応。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。(円/日)

(4)高額介護サービス費制度について

利用者負担段階に応じて、1ヶ月に支払う金額(居住費、食費は除く)が下記金額を超えた場合は、高額介護サービス費として払い戻しの手続きを行うことができます。(制度については居住区の行政機関へお問い合わせ下さい。)

対象となる方	負担の上限(月額)	
生活保護を受給している方	15,000円	(個人)
前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が年間80万円以下の方等	15,000円	(個人)
	24,600円	(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円	(世帯)
世帯のどなたかが市区民税を課税されている方	44,400円	(世帯)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円	(世帯)
※介護サービス利用者と同一世帯に下記の課税所得の方がいる場合は、以下の負担上限額となります。		
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円以上)	140,100円	(世帯)

b. 居住費・食費

負担限度額区分	食費(1日あたりの費用)	居住費(1日あたりの費用)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
基準費用額	1,500	2,560	1,231	915
非該当	1,500	2,560	1,231	915
第3段階②	1,360	1,370	880	430
第3段階①	650	1,370	880	430
第2段階	390	880	480	430
第1段階	300	880	380	0

注3) 介護保険負担限度額認定証を所有している方については、認定証に記載されている金額とします。(短期入所についても同様)

注4) 利用者負担段階の対象については各市町村の制度となるため、居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

注5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」(生計困難者本人が市町村へ申請し、一定の要件を満たした場合に交付されるもの)を提示された方は、自己負担が4分の3または2分の1となります。詳細は居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

c. その他のサービス

項 目	自 己 負 担 額
理髪・美容サービス	カット 3,200円、カット(ベッ↑上)3,700円 カラー 6,700円、パーマ 7,000円 (カラー、パーマはカットを含む)
レクリエーション行事	施設外レクリエーションについて実費(交通費、入場料等)
クラブ活動	実 費
特別な食事	実 費
貴重品管理費手数料金	預かり金通帳1冊につき50円/日
光熱費	テレビ電気代30円/日、電気毛布・アンカ30円/日、冷蔵庫30円/日、 加湿器30円/日、ラジカセ・携帯電話・電気髭剃り等30円/日 ※テレビは原則持込(臨時 貸出料40円/日)
文書発行手数料	1,000円/1件
コピー代	黒 11円/枚、カラー 52円/枚
エンゼルケア	死後処置援助費用10,000円 浴衣エンゼルセット 実費負担
その他日常生活に必要な物品	実費(ただしおむつを除く)
医療費	当施設の医師による健康管理や療養指導については介護サービスに含む。 それ以外の医療については自己負担。
車使用料(福祉車両の貸出) ※事前予約必要	囑託医の指示以外で通院を希望される場合等は、施設では対応できません ので通院介助はご家族様で対応して頂くことになります。 但し、車イスの使用等通常の車種では外出が困難な場合について、事前予 約より施設で所有している福祉車両を貸し出すことができます。この場合、使 用料として50円/kmの費用がかかります。